

第 1 回

市川三郷町・富士川町 新病院設置協議会

日 時 平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日 (火)

午後 7 時～

場 所 市川三郷町役場 1 階 大会議室

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会規約

(設置)

第1条 市川三郷町及び富士川町（以下「2町」という。）は、地域医療再生計画に基づき峡南北部医療圏域における医療提供体制の整備、充実を図るため、市川三郷町立病院、社会保険鰺沢病院及び医療法人峡南会峡南病院を統合し、2町による新病院設置に向けて協議会を設置する。

(名称)

第2条 協議会は、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(担当事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 新病院の基本構想に関すること。
- (2) 新病院の医療機能及び医療提供体制に関すること。
- (3) 新病院の運営形態に関すること。
- (4) 一部事務組合の設置に関すること。
- (5) その他新病院の設置に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、2町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 2町の町長
- (2) 2町の町議会議長
- (3) 2町の町議会地域医療を守る特別委員会委員長
- (4) 市川三郷町議会厚生常任委員会委員長及び富士川町議会教育厚生常任委員会委員長
- (5) 2町の町議会の代表者 各1名
- (6) 2町の学識経験を有する者 各3名
- (7) 西八代郡及び南巨摩郡の医師会長
- (8) 市川三郷町立病院、社会保険鰺沢病院及び医療法人峡南会峡南病院の院長
- (9) 市川三郷町立病院、社会保険鰺沢病院及び医療法人峡南会峡南病院の事務局長又は事務局長

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、前条第1項の規定により委員となるべき者の中から互選により選出する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、専門的な事項について意見を聴取するため、オブザーバーを協議会に参加させることができる。

- 2 オブザーバーは、非常勤とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の開催場所及び日時を会議に付議すべき事項とともにあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(専門部会)

第10条 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整をするため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第11条 第3条各号に掲げる事項に必要な協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 協議会の事務に従事する職員は、2町の町長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会に要する経費は、2町の長が協議の上、2町がそれぞれ負担する。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、会長の属する町の監査委員に委嘱して行う。

- 2 前項の監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町の例により、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 会長、副会長、委員及び監査委員並びに第7条第1項及び第8条第3項の規定により会議に出席する者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長の属する町の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するものとする。

(その他必要事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成23年12月27日から施行する。

C

C

(案)

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会の会議「(以下「会議」という。)」の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 前項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員にこれを諮るものとする。

3 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、副会長と連携しながら、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事の運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言する。

2 委員が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決し、議事を進める。

(傍聴)

第6条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は原則公開とする。

(規律)

第9条 何人も会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を

してはならない。

- 2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

- 第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月 日から施行する。

(案)

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会委員等の費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会規約第16条第2項の規程に基づき、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会の会長、副会長、委員及び監査委員等（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員等が会議等に出席したときの報酬の額は、日額2,400円とする。
ただし、地方公共団体の長、職員、病院長、事務長及び事務局長には、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 委員等が職務を行うために県外に出張したときは、費用弁償として会長が属する町の職員等の旅費に関する条例の規定を準用して支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の費用弁償等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月 日から施行する。

C

C

(案)

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は 30 名とする。ただし、会場の都合により協議会は定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 報道関係者は、報道関係者受付簿（第1号様式）に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名等を記入しなければならない。

2 一般傍聴人は、一般傍聴人受付簿（第1号様式）に住所及び氏名を記入しなければならない。

3 一般傍聴人は、会議開始予定時刻 15 分前から先着順に受付する。ただし、会議開始予定時刻の 15 分前における傍聴希望者が前条第2項で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影または録音することにつき協議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為はしないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第 7 条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 日から施行する。

平成 年 月 日

平成 年 第 回

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会

報 道 関 係 者 受 付 簿

番 号	報 道 機 関		傍聴しようとする者	備 考
	住 所	名 称	氏 名	

(案)

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会規約第12条第3項の規定に基づき、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 前2項に掲げる職員以外の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(公印の取扱い)

第 7 条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の管理、取扱い等については、会長の属する町の規定を適用する。

(職員の服務)

第 8 条 職員の服務及び勤務時間その他勤務条件については、会長の属する町の例による。

(給与)

第 9 条 職員の給与については、それぞれ職員の所属する団体の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する町の例により協議会が支給する。

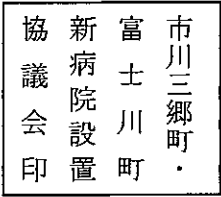
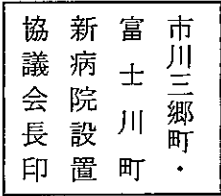
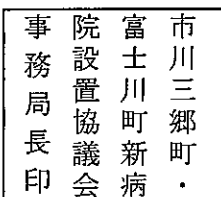
(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 日から施行する。

別表（第7条関係）

名称	ひな形	寸 法 (mm)	書体	管理者	用途	個数
市川三郷町・富士川町新病院設置協議会の印		方18	てん書	事務局長	一般文書	1
市川三郷町・富士川町新病院設置協議会長の印		方18	てん書	事務局長	一般文書	1
市川三郷町・富士川町新病院設置協議会事務局長の印		方18	てん書	事務局長	一般文書	1

C

C

(案)

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市川三郷町・富士川町新病院設置協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、市川三郷町及び富士川町（以下「関係町」という。）の負担金、繰越金、その他の収入をその歳入とし、協議会の執行に要する経費をもってその歳出とするものとする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規程により予算が協議会の承認を得たときには、当該予算の写しを速やかに関係町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調整し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金は、協議会事務局の事務所がある町の指定金融機関に預け入れるものとする。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納員（以下「出納員」という。）を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納事務その他の会計事務をつかさどる。

- 3 会長は、その事務の一部を出納員に委任することができる。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

- 2 協議会は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、合議に関する手続きを除き、会長の属する町の例による。この場合において、当該町の規則又は規程その他の例規（以下「規則等」という。）を準用するときは、規則等中「町長」とあるのは「会長」と、「課等の長」とあるのは「事務局長」と、「会計管理者」とあるのは「協議会の出納員」と読み替えるものとする。

- 2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財産及び契約その他財務に関し必要な事項は、協議会の属する町の例により、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の第2条第2項の規定にかかわらず、協議会の設置年度に係る協議会の予算については、関係町の長の承認をもって協議会の会議を経たものとみなす。

- 3 この規程の第8条第1項の規定にかかわらず、会計年度終了前に協議会が解散した場合には、2ヶ月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監事の監査に付した後、関係町の長の承認をもって、協議会の会議の認定を経たものとみなす。

別表第1（第4条第1項関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 町負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 事業費県補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 預金利子

別表第2（第4条第2項関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 事務局費	1 事務局費
2 会議費	1 会議費	1 協議会費
3 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
4 予備費	1 予備費	1 予備費

市川三郷町・富士川町新病院設置協議会 委員名簿

【任意協議会・委員（24名）】

(順不同・敬称略)

No	市 川 三 郷 町		富 士 川 町	
	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
1	町 長	久 保 眞 一	町 長	志 村 学
2	議 長	松 野 清 貴	議 長	望 月 邦 彦
3	議会・地域医療を守る特別委員長	秋 山 詔 樹	議会・地域医療を守る特別委員長	斉 藤 正 行
4	議会・厚生常任委員長	内 田 利 明	議会・教育厚生常任委員長	秋 山 貢
5	議会選出	村 松 武 人	議会選出	市 川 淳 子
6	西八代郡医師会・会長	溝 部 政 史	南巨摩郡医師会・会長	小 野 正 貴
7	学識経験者	河 西 常 元	学識経験者	芦 沢 武 美
8	学識経験者	石 原 一 元	学識経験者	青 木 茂
9	学識経験者	有 泉 志 づ 子	学識経験者	堀 内 春 美
	【●3病院関係者】			
10	市川三郷町立病院・病院長	河 野 哲 夫	鯉沢病院・病院長	中 島 育 昌
11	市川三郷町立病院・事務長	久 保 欣 史	峡南病院・病院長	小 川 伸一郎
12			鯉沢病院・事務局長	大 間 辰 雄
13			峡南病院・事務長	中 村 隆 弘
【医療行政関係者（2名）】				
1	★オブザーバー(山梨大学医学部附属病院)		副病院長	佐 藤 弥
2	★オブザーバー(山梨県福祉保健部医務課)		課 長	吉 原 美 幸

【監査委員（会長町から2名）】

No	役 職 名	氏 名
1		
2		

